

デジタル社会の実現に向けた重点計画 に関する意見聴取について

令和7年6月4日
個人情報保護委員会事務局

デジタル社会の実現に向けた重点計画とは

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）とは、
目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、
各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの。
- 重点計画は、以下 3 つの計画として内閣総理大臣が策定したもの。
 - ① デジタル社会の形成に関する重点計画
デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第35号）第39条第 1 項
 - ② 官民データ活用の推進に関する基本的な計画
官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第 8 条第 1 項
 - ③ 情報システムの整備に関する計画
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 4 条第 1 項

個人情報保護委員会に対する意見聴取について

- 重点計画を変更するに当たっては、内閣総理大臣は個人情報保護委員会の意見を聴いて、閣議の決定を求めなければならない。
- 今般、重点計画の変更案の作成に当たって、令和 7 年 5 月 16 日付け内閣総理大臣通知「デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について」（デ戦第 1649 号）により、内閣総理大臣から個人情報保護委員会に対して意見聴取がなされた。

<デジタル社会形成基本法>

- ・内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない（第 39 条第 4 項）。
- ・第 4 項から第 6 項までの規定は、重点計画の変更について準用する（第 39 条第 8 項）。

<官民データ活用推進基本法>

- ・内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、官民データ活用推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない（第 8 条第 4 項）。
- ・第 4 項及び第 5 項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する（第 8 条第 7 項）。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 変更案 目次

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

1. 重点計画に基づいた我が国のデジタル化の取組
2. 直面する課題と情勢変化
3. 目指す社会の姿
4. 取組の方向性と重点的な取組
5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

第2 重点政策一覧

1. AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進
2. AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）
3. 競争・成長のための協調
4. 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組
5. 我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）

第3 工程表

第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

個人情報保護委員会に関連する項目

個人情報保護委員会に関連するものとして、重点計画の変更案には以下の内容が記載されている。

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(2) AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

① デジタル行財政改革の推進

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行する。国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき取組を加速し、データとAIの好循環を確立するとともに、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(5) 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進

デジタル化の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、個人情報保護法の目的（第1条）及び基本理念（第3条）に則し、個人情報の保護に関する基本方針等に基づいて個人の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を実施する。

個人情報保護委員会に関連する項目

第2 重点政策一覧

○信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報に安全・円滑に越境移転できる環境の構築

- ・相互認証の枠組みについて、EU及び英国それぞれと進行中の、対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大する協議を迅速に終了させ、2025年度中の発効を目指す。また、2025年度中に新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始する。
- ・グローバル越境プライバシールール（CBPR）について、アウトリーチ活動や認証基準の充実等を通じ、関係国及び地域、並びに国内外の認証企業数のより一層の拡大に向けた取組を継続するほか、2025年度中に国内認証企業数の増加に向けた情報収集を実施し、必要な措置を検討する。
- ・グローバルなモデル契約条項（MCC）について、引き続き、有志国・地域と意見交換を実施し、2025年度中に共同調査を開始する等、段階を踏みながら、グローバル規模で相互運用性のあるモデル契約条項の実現に向けた取組を進める。

○個人情報保護法の見直し等

- ・情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、同意規制を含めた本人関与の在り方等の見直しとあわせ、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- ・また、時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

個人情報保護委員会に関連する項目

第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

2. 検討に当たっての基本的な視点

(3) 透明性・信頼性の確保

- データにはプライバシーや知的財産に関わる情報が含まれることも多い。その使い方によっては、個人であれ事業者であれデータのライフサイクルにおいて、プライバシーの侵害や個人の差別など関係者への悪影響が生じる。データの利活用を社会に広く定着させ、その恩恵を持続的に最大限に引き出す観点から、全ての当事者、すなわち、個人などのデータの生成者（データの生成の原因となる活動を行う者）、データ保有者、データ仲介者（多数のデータ保有者からデータの提供を受け、自らは利用せず、一定の集積・加工等を行ったデータを他者に提供する者）、データ利用者などの信頼と納得を確保するため、データの収集・利活用のプロセスの透明性を確保するとともに、そのようなプロセスに関与する関係当事者に対する信頼性を確立するため、データのライフサイクルにわたって、個人情報を取り扱われる場合における当該情報の内容やコスト等も勘案した適切な範囲での本人の関与を含め、関係当事者において適切にデータが取り扱われるための取組を進める。
- 特に、データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法として個人の権利利益の最低限の保護を分野横断的に担う個人情報保護法を土台とした上でデータ利活用が行われることから、同法についても技術的、社会的環境の変化に即して必要となるアップデートを行う。くわえて、データの性質等によって生じ得るリスクに応じ、個人情報保護法上の規律の遵守にとどまらず、費用対効果も適切に勘案しつつ、プライバシー影響評価（PIA）などの手法により一層の透明性・信頼性確保のための取組を推進する。その際、事業者においては、これらの取組を適切に行うこと、特に、個人のプライバシーに対するリスクと便益について、簡潔で分かりやすい説明を個人に行うことが必要な「投資」であり、それによって、消費者の多様な選択肢が確保されるものであることに留意する。
- なお、その際、個人の幸福・自由を実現する上では、それぞれの個人がその積極的な意思に基づき自己のデータを利用したり提供することが可能な制度環境と、事業者等が個人の権利利益を侵害しない範囲内で、個人の同意を必ずしも前提とせず個人データを活用して個人に直接の便益を生じることが可能な制度環境は相互に矛盾するものではなく両立し得るものであり、むしろ、これらを両立させる観点から、信頼性の高いデジタル空間を構築するための制度整備が必要となることに留意する。
- データ利活用における安全保障・経済安全保障の観点にも十分留意し、特定国や不適切な主体への機微情報の流出、社会基盤に対するリスクの増大といった懸念に適切に対応する。

個人情報保護委員会に関連する項目

第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

3. データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項

(4) 信頼性の高いデジタル空間の構築

④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

- データの利活用は、当該データに含まれる個人情報の適正な取扱いを確保することで、個人の権利利益の保護を図りつつ行う必要がある。個人情報については、我が国では、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、その適正な取扱いを通じ、個人の権利利益の保護を図ってきたが、その在り方については、情報通信技術の急速な進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不断に見直す必要がある。
- 例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AIの活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、AI開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面などのように、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進める。
- あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくくなること等を踏まえ、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形※での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す。
- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。
- 各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際には、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報保護委員会においては、新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化する。

※令和7年1月22日に個人情報保護委員会が決定した「『個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」において、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点として、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」及び「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」の各項目が整理されている。

個人情報保護委員会に関連する項目

第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針

8. 当面の対応

- 本基本方針の取組を具体化するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。その際、個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。